

令和4年7月

保護者様

墨田区立第三寺島幼稚園  
園長 福井みどり

### 台風接近時に伴う、幼児の登降園の扱いについて

日頃より、本園の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

墨田区立幼稚園・学校における「台風時対策」のガイドラインを踏まえ、幼児の安全を目的とし、登降園の扱いについて、次のように措置をとることにいたしました。ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

#### 記

#### 1 登園(登校)前に発令された場合

##### ①午前7時までに解除された場合

平常授業を原則とし、午後までの保育(授業)を実施する。

##### ②午前7時までに解除されなかった場合

臨時休業とする。

#### 2 登園(登校)後に発令された場合

①幼稚園については、状況を判断して、「降園時刻前に」又は「一時待機」してから、保護者の引き取りによる降園とする。

②小・中学校については、状況を判断して、「下校時刻前に」又は「一時待機」してから、「緊急下校連絡票」等に基づいて対応する。

※「大雨警報」「洪水警報」のみ発令された段階では、原則平常保育(授業)とする。

#### 3 災害対策本部からの指令により、学校が避難所となった場合

##### ①午前7時までに解除された場合

保育室環境を復旧後、登園(登校)時刻を遅らせて、午後までの保育(授業)を実施する。

②午前7時までに解除されなかった場合臨時休業とする。

#### 4 その他

臨時休業の決定については、区や学校のホームページに掲載及び、メールシステム「コドモン」等を活用し、周知するようにします。